

平 26.5.16
法 D 6 - 5

法人税改革に係る意見書

税制調査会
特別委員 新浪剛史

法人税改革については、本年6月に、税制調査会として、「法人実効税率の抜本的な引下げを行う」という提言を出すよう要望する。その際に、我が国の法人実効税率が国際的にイコールフッティングなものとなるよう、現行の水準から20%台の実効税率に引き下げていく基本的方向性を明らかにすべきと考える。

その上で、本年9月末までに、税制調査会としては、法人税率の詳細な減税幅や減税の方法・スケジュール等の具体的な内容について審議し、提言を出すことを要望したい。

税制調査会として上記2つの提言を行わないとすれば、アベノミクスの失速、脱デフレ戦略の失敗、成長戦略の頓挫であると市場に受け止められ、株式市場での失望等により、アベノミクスによってポジティブなモメンタムをせっかく作り上げて来たのにもかかわらず、それをネガティブな流れへと変えてしまうことにもなりかねず、結果的に景気減速が避けられない情勢となる可能性も否定できない。故に課税ベースの拡大どころのはなしではなくなってしまっては元も子もなくなってしまう。将来の社会保障負担を勘案した財政構造改革のために不可欠な消費税率の10%への引上げすらも頓挫しかねない。こうした状況になることを大変憂慮している。

ドイツ、米国、英国等の先進例にかんがみると、大胆な法人税減税を実施する一方で、課税ベースの拡大や経済成長のための規制撤廃・緩和を「合わせ技」(全体最適としてのポリシー・ミックス)として「法人税パラドックス」を起こす原動力になったことは明確である。

こうした先進事例も踏まえつつ、我が国としては、まずは、単年度の税制中立に縛られることなく、法人実効税率の引下げを行い、グローバル・イコールフッティングの確保という趣旨に合わない租税特別措置の撤廃、並びに、企業の貸上げ意欲等を減殺しない形で、かつ、資本金の大小を問わず課税を行う形での外形標準課税の拡大、地方税収における法人関連税制に依存する割合の低減を行っていくべきと考える。

ただし、法人実効税率の引下げで成長戦略の実行がすべて果たされるわけではなく、税制調査会としては、政府に対して、企業の競争力向上を可能とする規制・制度改革や市場環境整備などその他の成長戦略に盛り込まれた施策を着実に実施していくことが、我が国

経済の成長を実現する「合わせ技」として必須であり、その実行を求めていくべきと考える。

また、中長期的に我が国の持続的で安定的な財政構造を確立するためには、直間比率の是正など税制体系全体の在り方を改革していくことが必要不可欠であり、法人実効税率の引下げに係る議論は出来る限り早く結論を出して議論を終結させ、税制全体の改革に係る詳細な議論を早急に行うべきと考える。

以上